

Ⅱ 平成 21 年度における政策評価の取組（トピック）

1 政策評価の機能強化の取組

(1) 行政評価機能の抜本的強化ビジョンの策定

平成 21 年 11 月、総務省行政評価局の担う行政評価機能（政策評価、行政評価・監視）が行政刷新会議による事業仕分けの対象とされた。

事業仕分けの結果は、「抜本的な機能強化」であり、この結果を受け、総務省は、平成 22 年 1 月、機能強化の基本的な方向性を明らかにした「行政評価機能の抜本的強化ビジョン」（以下「強化ビジョン」という。）を策定、公表した。

強化ビジョンの基本的考え方は、以下のとおりである。

従来からの行政システムの転換が求められている中、行政に対する国民の信頼を回復するため、

- ① 政策評価については、その各省における定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各省の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化へと重点化し、
- ② 行政評価局による調査機能について、その特性を活かし、国民視点からの行政の改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充することにより、内閣を支援する機能を強化。

また、政策評価の機能強化の主な方策として、以下の事項を上げている。

- ・ 各府省の評価情報の公開に関するガイドライン新設
- ・ 成果志向の目標設定の推進（政策達成目標明示制度との連携）
- ・ 事前評価の拡充（租税特別措置等）

(2) 行政評価等プログラムの策定

総務省では、強化ビジョンに掲げられた見直しの方向性を踏まえ、総務大臣主宰の行政評価機能強化検討会によるオープンな議論を経て、行政評価機能の抜本的強化方策を具体化するとともに、行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、行政評価局の中期的な業務運営方針として、平成 22 年 4 月、行政評価等プログラムを策定、公表した。

政策評価機能の抜本的強化方策については、当該プログラムにおける「政策評価推進機能」の中で具体的に記述されており、その主な内容は、以下のとおりである。

「行政評価等プログラム」（平成 22 年 4 月総務省）（抜粋）

II 政策評価推進機能

1 政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえ、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（仮称）を策定する。

2 政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進

平成 22 年度から試行的に導入される政策達成目標明示制度に対し、政策評価については、適切な役割分担、連携・補完を図る。

政策達成目標明示制度の導入に伴い、政策評価においても、改めて成果（アウトカム）に着目した目標の設定を推進する。

また、政策達成目標明示制度において設定される政策達成目標の下、政策評価がこれと整合的に実施されるよう、評価対象政策の設定を推進する（政策評価制度と政策達成目標明示制度との関係については、後者の試行期間を通じて検討する。）。

3 事前評価の拡充

(1) 租税特別措置に係る政策評価

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことが明記された。これを踏まえ、租税特別措置に係る事前評価及び事後評価を導入するため、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）や政策評価に関する基本方針の改正等を速やかに行う。

(2) 規制による競争状況への影響分析

規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始する。

4 予算編成に資する政策評価の推進

以下の取組により、予算編成に資する政策評価を推進する。

- 規制の事前評価を除き、公共事業に係る評価を始め予算編成に関連が深い政策評価に基本的に点検対象を特化し、効果的に公表する。
- II 2「政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進」による成果に着目した目標の設定を重視する。
- 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、以下の取組を推進する。
 - ・ 政策評価結果の予算要求への反映について各府省の説明責任を徹底する。
 - ・ 政策評価結果の予算要求への反映とともに、対応する決算に関する情報を明らかにする。これに関連し、本年から試行される「行政事業レビュー」の結果を関係する政策評価において活用する。
- 租税特別措置に係る政策評価を推進する。
- 予算の効率化ないし予算要求への反映を企図する政策達成目標明示制度や行政事業レビューとの連携について、両制度に協力しつつ引き続き検討する。

5 政策評価の推進における現地調査機能の活用

公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討する（その際、年金記録問題への対応状況に留意する。）。

6 その他

(1)～(3) (略)

(4) 政策評価への取組の人事評価への反映の推進

政策評価に取り組んだ職員の人事評価（業績評価）において当該取組を反映できることを明示し、政策評価の推進の観点から各府省に周知する。

2 重要政策の評価

総務省では、重要政策として、特定のテーマを取り上げ評価を推進した。関係行政機関が行った政策評価の結果について、政独委の調査審議・答申を経て、総務大臣が課題を通知した。

平成 21 年度においては、「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」の評価を推進するとともに、20 年度に実施された「少子化社会対策関連施策」及び「若年者雇用対策」の評価について、総務省によるフォローアップを実施した。それぞれの概要は、以下のとおりである。

(1) 「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」の評価

平成 20 年 11 月の政独委の答申を踏まえて、「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」が評価に取り組むべき重要政策とされ、21 年度に関係行政機関において評価が行われ、政独委は、その結果について審議し、政独委の認識した現状と課題を取りまとめ、21 年 12 月 16 日に総務大臣に答申した。答申では、「評価全体を通じて、今後の政策の在り方を検討していく上で必要となる基礎的データの把握が不十分であることが明らかとなった」とされた。総務大臣は、この答申を受けて、同日、関係大臣に通知を行った。

関係行政機関による評価結果及び政独委の認識した現状と課題の概要は、表 2-1 から表 2-3 のとおりである。

表 2-1 地震対策（建築物の耐震化）

《政策課題を巡る現状》

建築物の耐震化は、人的被害と社会全体のコストを最小限に抑える根幹的な政策
→住宅総数の 25%（約 1,150 万戸）の耐震化が不十分と推計（平成 15 年）

国土交通省の評価 (主なもの)	政独委の認識した現状と課題	
	現状	課題
◇耐震化の効果 (阪神・淡路大震災の住宅倒壊) ・犠牲者全体の 95% ・国費支出は災害後 5 年間で 1.5 兆円	平成 27 年までの耐震化率 90%の目標達成に向け、取組を加速させる必要 ◇耐震化戦略を立てるためのターゲットが未把握 ・地域別の耐震化率と施策の対応状況 ・耐震化の進まない世帯構成、年齢層、所得層	全国均一の非効率な対策とならないよう、重点対象をつかむための基礎的データの把握が必要
◇補助、優遇税制等で促進 (平成 18 年度以降 470 億円) ・目標：年 10 万戸 →実績：年 8.7 万戸	◇無料診断でもなかなか利用されない実態 ・ローラー作戦（個別訪問と無料診断）でも 7 割が診断を申し込まない（一宮市）	リスク情報の有効性、既存施策の限界を見極めるための分析が必要
◇補助制度の充実や安価な耐震工法の開発を促進 ・耐震化の価格ニーズ： 50 万円未満 62% ・実際の耐震化コスト： 平均 211 万円	◇技術開発の普及状況は未把握 安価な耐震工法は、同一予算で、より大きな効果	安価な耐震工法の普及に関する目標設定と効果測定が必要

表 2-2 地震対策（地震保険）

《政策課題を巡る現状》

地震保険制度の目的は、地震保険の普及を図り、被災者の生活の安定に寄与→制度創設から 40 年以上経過したが、普及は全世帯の 2 割

財務省の評価 (主なもの)	政独委の認識した現状と課題	
	現状	課題
◇地震保険は、被災者の生活再建に一定の役割 政府の再保険により低廉な保険料で提供	◇地震保険の具体的なメリットが目に見えない 政府の再保険による値引き効果は未把握	被災者の生活安定、保険料引下げ効果を具体的に把握する必要
◇巨大地震による準備金不足には、借入れによる円滑な保険金支払いが可能	◇巨大地震では政府は巨額の資金調達 ・首都直下地震（M7.2）の場合 地震保険 3 兆円 （準備金 2.1 兆円） 被災者支援金 3 兆円 （基金 600 億円）	地震保険の普及と安定運営の両面から、バランスのとれた保険料率設定のための検証が必要 ・都道府県単位より細分化した単位で、地震危険度と加入率の対応関係を把握 ・世帯年収と加入率の関係など、掘り下げた原因分析
◇危険度の高い地域の加入率が高い傾向	◇危険地域への加入集中は保険支払の確保に懸念 ただし、都道府県単位では、加入の集中度は不明	
◇普及が進まない原因は、制度の周知啓発不足による保険料の割高感	◇原因分析が不十分 ・世帯年収が低いほど加入率は低い 年収 500 万円未満 32% 年収 2000 万円以上 52%	

表 2-3 医師確保対策

《政策課題を巡る現状》

- ・ 医師不足問題が顕在化し、政府は、平成 20 年度以降、医学部定員を増員
- ・ 医師は、政府が医学部定員により総数をコントロールする一方、自由開業のため地域間・診療科間に偏在

・ 医師数（平成 20 年）28.6 万人
・ 医学部定員（平成 21 年度）8,486 人
・ 地域別医師数（10 万人当たり）
東京都区中央部 1,173 人
宮城県黒川 70 人

厚生労働省・文部科学省の評価 (主なもの)	政独委の認識した現状と課題	
	現状	課題
医師数の決定	医師不足の実態が未把握	
○地域・診療科別の必要医師数は、医療機関の配置や地理的条件の地域格差が大きく、推計は困難	□地域別・診療科別の医師不足の実態がデータとしてつかめていないことが、医師不足問題を深刻化	地域別・診療科別に、医療ニーズと医師の需給について、定量的な把握が必要
○「医師配置標準」と医師不足は直接には関係ない。標準医師数を充足する医療機関は 8 割であり、他は医師確保が困難な状況 「医師配置標準」： 一般外来患者 40 人に医師 1 人 入院患者 16 人に医師 1 人	□医療機関の 8 割で医師数が充足している 一方、医師は長時間勤務の実態（平均週 61 時間労働）	昭和 23 年以來見直されていない医師配置標準について、医師の勤務実態を踏まえた検証が必要

<p>医師の偏在の是正</p>	<p>医師の総数が増えても、偏在が是正されるかどうかは不透明</p> <p>様々な施策が講じ始められている段階</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>施策の効果検証を通じた施策全体の枠組み構築と個別施策の目標設定が必要</p>
<p>○医師の偏在是正のために様々な施策を実施 今後、効果を検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務環境の改善 ・女性医師への支援 ・臨床研修制度の見直し等 	<p>□医師の偏在を是正する政策の全体的な枠組みが不明確</p>	<p>○医師の選択（地域、診療科、医療機関、勤務・開業）の変化に着目した効果測定</p>
<p>○医学部の地域枠（地元高校生等の入学枠）は、医師の地域定着に一定の効果</p> <p>医学部卒業生の地元定着率（全国平均）49% （地域枠）札幌医大 93% 滋賀医大 76%</p>	<p>□「地域枠」以外のほとんどの施策は、効果の推論にとどまる状況</p>	<p>○受診の適正化に関する地域の取組についてのベストプラクティスの普及や医療機関の役割分担と機能の集約化による効果の検証</p> <p>○医師のサポート体制の強化による勤務医負担軽減効果にも留意</p>
<p>良質かつ適切な医療の提供と患者の権利利益の擁護のため、医療情報の的確な提供が必要</p>		

今後は、当該答申における指摘事項が関係行政機関の評価に適切に反映されるとともに、その評価結果を踏まえ、政策に適切に反映されるよう、総務省において、適時にフォローアップを行うこととしている（平成22年3月にフォローアップ事項について、関係行政機関に通知）。

(2) 「少子化社会対策関連施策」及び「若年者雇用対策」の評価に係るフォローアップ

平成20年度に関係行政機関により実施された「少子化社会対策関連施策」及び「若年者雇用対策」の評価については、政独委の答申を経て、20年11月に総務大臣から課題を提示した。また、当該答申における指摘事項については、関係行政機関の評価に適切に反映されるよう、総務省において適切にフォローアップを行うこととされた。

総務省では、これらの政策に関し、平成21年度に関係行政機関が行った評価について、当該答申における指摘事項への対応状況を確認し、その結果を22年3月に取りまとめ、公表した。その主な具体例は、表3-1及び表3-2のとおりである。

表3-1 少子化社会対策関連施策

・ 待機児童の解消（厚生労働省）

事項	内容
<p>答申における指摘事項</p>	<p>厚生労働省では、顕在化している待機児童の解消から潜在需要に対応した保育サービスの提供に方針転換することとしているが、この際、実施される予定の需要推計の精確性確保が重要な課題である。需要推計の精度を高めるためには、家族類型、自己負担額（保育料）、利用条件など保育サービスの需要に影響を及ぼす要因を十分に考慮した推計方法を用いることが求められる。</p>
<p>評価書における記</p>	<p>【平成21年度厚生労働省実績評価書VI-2-3】 市町村等が次世代育成支援対策推進法に基づき、後期行動計画を策定するに当</p>

述の概要	たって、「行動計画策定指針」の参酌標準等を踏まえ、各市町村における家族類型ごなどの潜在需要の把握をした上で、保育サービスの拡大を推進することとしている。
総務省からの照会事項	把握した潜在需要を国としてどう活用するのか。
確認結果	平成 22 年度からの新しい 5 年計画として、保育等の子育て支援サービスについて、市町村のニーズ調査結果をもとに、潜在需要を踏まえた目標値を盛り込んだ子育て支援のための総合的な「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）を策定。26 年度までに、認可保育所等の受入れ児童数については、241 万人、3 歳未満児の保育サービス提供割合については、35%を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図る。

・ 預かり保育の実施（文部科学省）

事項	内容
答申における指摘事項	文部科学省の評価で取り上げられているアンケート調査結果では、預かり保育のニーズが高く、実施率も71%となっている。しかしながら、公私別の状況をみると公立幼稚園における実施率は46%であり、これについての原因分析はなされておらず、また、公立幼稚園における預かり保育の潜在的保育ニーズが高い可能性も考えられる。 このため、今後、同施策の推進に当たっては、公立幼稚園などにおける未実施の理由及び潜在的な保育ニーズに対するサービスの充足状況の把握・検証を行うことが求められる。
評価書における記述の概要	【平成21年度文部科学省実績評価書 2-10】 幼稚園における子育て支援は、地域の実情に応じて行うものであるが、多様化する保護者ニーズに対応するため、平成 20 年 3 月に「幼稚園における子育て支援活動及び預かり保育の事例集」を作成した。引き続き子育て支援事業を推進していくために、本事例集の周知徹底に努めるとともに、私学助成等による財政支援の充実を図ることが必要。
総務省からの照会事項	公立幼稚園などにおける預かり保育の未実施の理由を分析することが重要と考えるが、貴省の見解は如何。また、潜在的な保育サービスに対する充足状況の把握・検証を行うことに対する貴省の見解は如何。
確認結果	公立幼稚園などにおける未実施の理由としては、預かり保育のニーズが地域によって偏在していることなどが考えられる。平成 22 年度に実施する「幼児教育実態調査」において、未実施の理由を調査する予定である。また、潜在的な預かり保育に対するニーズについては、次世代育成支援対策推進法において、同法に基づき各市町村行動計画を策定するため、各市町村において、公立・私立を問わずニーズ調査を行い、定量的な目標値を定めることとされている。

表 3-2 若年者雇用対策

・ フリーター支援（厚生労働省）

事項	内容
答申における指摘事項	年長化に伴いフリーターの常用雇用化がより困難となる中で、より多くのフリーター及び 30 歳代後半の不安定就労者に支援を提供していくこと、また、就職後の職場への定着を図る効果の高い支援策を見極めることが課題となっている。この課題を解決していくため、①フリーター支援策の認知度及びサービスの充足状況を把握すること、②支援サービスを提供した若年者の属性（性別、年齢、学歴等）や支援後の定着状況等の把握が求められる。
評価書における記述の概要	【平成21年度厚生労働省実績評価書 IV-3-1】 より多くのフリーター及び30代後半の不安定就労者への支援の提供及び就職後の職場への定着を図る効果の高い支援策については、平成20年度補正及び21年度予算により、就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター及び30代後半の不安定就労者を重点に、職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援等を実施するとともに、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度、年長フリーター及び30代後半の不安定就労者を積極的に正規雇用する事業主に対する奨励金（新設）を活用し、安定した就職につなげることとしているところであり、これら支援策の実施状況を把握する中で可能な範囲で支援サービ

	<p>スを提供した若年者の属性や支援後の定着状況等を把握する予定である。</p> <p>また、フリーター支援策の認知度及びサービスの充足状況、低学歴層や女性のフリーターに対する支援の検証については、現在、既存調査の分析等を含め、把握手法や検証方法について、有識者と意見交換しつつ検討を進めているところであり、今後、可能な範囲で把握に努めることとしている。</p>
総務省からの照会事項	<p>現在までにどのような検討を行ったのか。</p>
確認結果	<p>支援サービスを提供した若年者の属性や定着状況については、可能なものについて把握を進めるとともに、サービスの充足状況や効果的な支援策の検証については、独立行政法人労働政策研修・研究機構における既存調査を活用したフリーターの分析等を踏まえ、前述したサービス対象者の属性把握も含めて分析を進めることとしている（平成22年度中目途）。</p>

なお、総務省では、今後も引き続きフォローアップを行っていくこととしている。

3 評価結果の政策への反映

(1) 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

① 平成 21 年度の休止等事業数、総事業費

法第 7 条第 2 項においては、事業採択後、5 年経過しても着工していない（未着手）、又は 10 年経過しても完了していない（未了）公共事業や政府開発援助等を対象に再評価を行うことが義務付けられている。

これに該当するものを始めとして平成 21 年度に行われた再評価のうち、評価の結果を踏まえ、休止又は中止することとされた事業は、表 4 のとおり、4 行政機関で計 14 事業、総事業費ベースで計 2,594.1 億円（昨年度は、22 事業、2,816.1 億円）となっている。また、14 事業の休止又は中止に係る残事業費は、1,666.6 億円である。

（注）「休止」は当面事業を凍結するもの（事業再開の余地があるもの）、また、「中止」は事業そのものをやめるものとして整理している。

表 4 平成 21 年度に行われた再評価の結果、休止又は中止とされた事業（単位：億円）

事業名	個別事業名等（都道府県）	分類	総事業費	残事業費
厚生労働省 2 事業（総事業費計 20.7 億円）				
簡易水道等施設整備事業	東川町水道未普及地域解消事業（北海道）	休止	17.2	9
	富岡市生活基盤近代化事業（群馬県）	中止	3.5	3.2
農林水産省 3 事業（総事業費計 49.4 億円）				
農道整備事業	上曾我（神奈川県）	中止	8	3
農地防災事業	皿山（福岡県）	中止	0.4	0.4
水産物供給基盤整備事業	万葉（長崎県）	中止	41	4
経済産業省 1 事業（総事業費計 171 億円）				
工業用水道事業	西条地区工業用水道事業（愛媛県）	中止	171	4
国土交通省 8 事業（総事業費計 2,353 億円）				
ダム事業	上矢作ダム建設事業（岐阜県）	中止	1,000	986
	蓼科治水ダム建設事業（長野県）	中止	280	208
	郷土沢生活貯水池建設事業（長野県）	中止	110	96
	下諏訪ダム建設事業（長野県）	中止	240	222
	清川治水ダム建設事業（長野県）	中止	102	99
道路事業	一般国道 220 号 青島～日南改良（宮崎県）	中止	577	9
港湾整備事業	美々津港美々津地区小型船だまり整備事業（宮崎県）	中止	39	19
	日出港尖地区港湾緑地整備事業（大分県）	中止	5	4
合計	14 事業	—	2,594.1	1,666.6

② 法施行後における休止等事業数、総事業費等

法が施行された平成14年度から21年度までの8年間で休止又は中止することとされた公共事業等は、表5のとおり、計241事業、総事業費等の累計は約4.1兆円に上っている。

表5 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費等

(単位：億円(上段)、事業数(下段))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	338 (8)	—	11,353 (37)	11,691 (45)
15	505 (4)	194 (2)	14 (1)	1,217 (3)	6,940 (43)	8,870 (53)
16	481 (3)	68 (1)	17 (3)	1,430 (2)	1,330 (16)	3,326 (25)
17	—	1,540 (5)	238 (13)	435 (1)	6,188 (22)	8,401 (41)
18	—	1,398 (8)	56 (3)	685 (4)	919 (13)	3,058 (28)
19	60 (1)	186 (3)	59 (4)	—	324 (5)	629 (13)
20	—	722 (3)	37 (4)	335 (3)	1,722 (12)	2,816 (22)
21	—	21 (2)	49 (3)	171 (1)	2,353 (8)	2,594 (14)
合計	1,046 (8)	4,129 (24)	808 (39)	4,273 (14)	31,129 (156)	41,385 (241)

(2) 一般政策(注1)を対象とした評価による政策の見直し等

① 評価結果の反映による予算要求の縮減等

総務省は、平成21年12月、政策評価結果の22年度予算要求等への反映状況について取りまとめ、公表した。この取りまとめでは、予算の効率化の視点を重視し、政策評価結果の反映による予算要求の縮減額を明示した。政策の取りやめや効率化により、予算要求を行わなかった又は予算の減額要求を行ったものは、78件あり、縮減額(注2)は、約998億円となっている。

(注)1 本報告において、「一般政策」とは、法において事前評価が義務付けられている特定4分野(研究開発、公共事業、政府開発援助及び規制)を除く政策をいう。

2 平成21年度予算額と比較した場合の22年度要求における縮減額である。

② 評価結果を踏まえた政策の見直し例

一般政策について、評価結果を踏まえて、政策の取りやめを行ったものや課題解決のために必要な予算要求等を行ったものなど政策の見直しを行った例は、表6のとおりである。

表6 評価結果を踏まえた政策の見直し例

区 分	評価対象政策	評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの）
政策の取りやめを行ったもの	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進 〔厚生労働省〕	「働き方改革プロジェクトの推進事業」に関し、実施事業主のうち、長時間労働の是正が図られたとする事業主の割合がおよそ8割となり、長時間労働の是正に一定の効果を上げたところであるが、当該事業は、労働時間に着目して働き方を見直す制度としては、別途創設されている「職場意識改善助成金」と共通であるという評価結果を踏まえ、予算事業の効率化、合理化のために廃止することとした。
課題解決のために必要な予算要求等を行ったもの	振り込め詐欺・恐喝等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 〔国家公安委員会・警察庁〕	平成20年中の振り込め詐欺等の認知件数・被害総額がそれぞれ、前年より2,551件、約24億5,000万円増加。それぞれ前年より減少させるという目標の達成が十分とはいえず、今後とも捜査活動及び予防活動の推進が必要という評価結果を踏まえ、振り込め詐欺等広域知能犯罪への対策用資機材の整備等に要する経費を要求した。
制度等の改正を行ったもの	消防防災体制の充実強化 〔総務省〕	近年発生した個室ビデオ店等における火災を踏まえ、火災の検証や研究を行うとともにその対応策を検討するなど建築物における防火安全対策が重要な課題となっているという評価結果を踏まえ、個室ビデオ店等における火災による被害を防止するため、個室ビデオ店等に設置する自動火災報知設備の機能を一部強化するとともに、避難経路における煙の滞留を想定した対策を講じること等を内容とする基準の改正を行った。

4 各行政機関における新たな取組

各行政機関は、法、基本方針、基本計画等に基づき、政策評価について着実に取り組んでいるところであるが、平成 21 年度において、以下のとおり、新たな取組を行っている例がみられる。

〔国土交通省〕

公共事業の進め方の透明性をより一層向上させる観点から、平成 21 年 12 月に国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領を改定し、国会の審議に資するため、直轄事業等については、1 月末までを目途に新規事業採択時評価及び再評価を実施し、評価結果を公表することとした。

また、直轄事業等の新規採択時評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等や学識経験者等の第三者から構成される委員会等からの意見聴取を導入することとした。